

第21号議案

文京区教育委員会服務監察規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和7年2月5日

提 出 者 文 京 区 教 育 委 員 会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会訓令第 号

教 育 推 進 部

文京区立幼稚園

文京区立小学校

文京区立中学校

文京区教育委員会服務監察規程（令和五年十月文京区教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和七年二月 日

文 京 区 教 育 委 員 会

第三条中「文京区立幼稚園」の下に「及び文京区立幼稚園型認定こども園」を加える。

第四条第五号中「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に改める。

付 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

文京区教育委員会服務監察規程（令和五年教育委員会訓令第三号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第一条～第二条（略） （服務監察の対象） 第三条 服務監察は、教育委員会が任命する文京区立幼稚園及び文京区立幼稚園型認定こども園の園長、副園長、教諭及び養護教諭並びに会計年度任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員をいう。）（以下「職員」という。）について行う。 （服務監察事項） 第四条（略） 一～四（略） 五 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の<u>八</u>の規定による職員の賠償責任の調査に関すること。 第五条～第十二条（略） <u>付 則</u> <u>この訓令は、令和七年四月一日から施行する。</u>	第一条～第二条（略） （服務監察の対象） 第三条 服務監察は、教育委員会が任命する文京区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭並びに会計年度任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員をいう。）（以下「職員」という。）について行う。 （服務監察事項） 第四条（略） 一～四（略） 五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の<u>三</u>の規定による職員の賠償責任の調査に関すること。 第五条～第十二条（略）